

山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市条例第 1 号

山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例

山鹿市職員定数条例（平成 1 7 年山鹿市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員と」を「「職員」と」に改める。

第 2 条第 2 号イ中「2 5 0 人」を「2 8 0 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。